

永平寺町告示第28号

告 示

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成24年 4月23日

永平寺町長 松 本 文



1. 都市計画の種類

福井都市計画地区計画 西野中地区計画の変更

2. 都市計画を定める土地の区域

松岡町西野中

3. 縦覧場所

吉田郡永平寺町松岡春日1丁目4番地 永平寺町役場建設課